

避難受入マニュアルの策定方針について

1 策定趣旨

原子力災害時の広域避難においては、避難元市町村と避難先（受入）市町村との連携が不可欠であり、避難先（受入）市町村における避難所等の円滑な運営等による受入体制の整備が必要となることから、指標となる各種避難受入マニュアルを研究会として作成し、示すもの

2 各種マニュアルの概要

避難受入マニュアルは、避難する順番に避難経由所、避難所、福祉避難所の3種類があり、各施設の役割、開設・運営の流れ、具体的な業務内容の手順や必要な様式等をそれぞれ記載している。

(1) 原子力災害時の避難経由所運営マニュアル（案）

避難経由所は、避難者の把握と適切な避難所への誘導のために、避難者が避難先（受入）市町村において、まず最初に目指すべき施設であり、避難住民の受付を車両ごとに降りずに行なうことによる円滑な避難誘導の実施を想定している。

(2) 原子力災害時の避難所運営マニュアル（案）

避難所における、避難者受入の初期対応から、要配慮者の把握や支援、避難が長期に及ぶ場合の避難所自主運営組織の立ち上げ等までを想定している。

(3) 福祉避難所設置・運営マニュアル〔原子力災害対策編〕（案）

避難所での生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者へのより良い対応を行なうために、福祉避難室（スペース）や福祉避難所を開設し、専門スタッフによる協力・支援等の実施を想定している。

3 今後の方針

研究会が主催するブロック会議や実務担当者会議においても検討し、避難元市町村及び避難先（受入）市町村からのご意見や、国・県からの協力・監修をいただきながら、今年度中に研究会としての作成を目指している。

避難受入マニュアルに対するご意見やご不明な点については、下記の研究会事務局までお問い合わせください。

事務局：長岡市原子力安全対策室
担当：小川、金子
電話：0258-39-2305
E-MAIL：gen-an@city.nagaoka.lg.jp